

変更届に必要な添付書類一覧

届出書 番号	変更事項及び主な変更項目	添付書類 ※すべて変更後のもの	備考
1	事業所（施設）の名称	運営規程	末尾に「変更後の第〇条の規定は、令和〇年〇月〇日から施行する。」と明記されていること
2	事業所（施設）の所在地 ※面積要件があるものは事前相談を完了していること	運営規程	末尾に「変更後の第〇条の規定は、令和〇年〇月〇日から施行する。」と明記されていること
		平面図（標準様式3）	設備基準を満たすことがわかるよう、配置や面積が記載されていること
		写真	建物外観のほか、設備基準で求められる各設備が確認できること
		設備・備品等一覧表（標準様式4）	訪問入浴介護・通所系サービス・施設系サービスの場合のみ添付すること
		その他	法人所有でない物件を使用する場合、有効な賃貸借契約書の写し
3	申請者の名称	法人登記簿謄本	法務局から3ヶ月以内に発行された原本を提出すること
4	主たる事務所の所在地	法人登記簿謄本	法務局から3ヶ月以内に発行された原本を提出すること
5	法人等の種類	法人登記簿謄本	法務局から3ヶ月以内に発行された原本を提出すること
6	代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所及び職名 (※住所変更の場合は登記のみ添付)	誓約書（標準様式6）	変更後の代表者が欠格要件に該当しない旨を宣誓すること
		法人登記簿謄本	法務局から3ヶ月以内に発行された原本を提出すること
7	登記事項証明書、条例等 (当該事業に関するものに限る。)	法人登記簿謄本	登記事項を変更した場合、法務局から3ヶ月以内に発行された原本を提出すること
		条例等の写し	—
8	事業所（施設）の建物の構造及び専用区画等 ※面積要件があるものは事前相談を完了していること	平面図（標準様式3）	設備基準を満たすことがわかるよう、配置や面積が記載されていること
		写真	建物外観のほか、設備基準で求められる各設備が確認できること
9	備品（訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業）	写真	入浴車や浴槽等の備品が確認できること
10	利用者の推定数	—	—
11	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所 (介護老人保健施設は、事前に承認を受ける。)	シフト表（標準様式1）	所在地において他のサービス等と兼務する場合は全てのサービス等について添付すること 変更日から4週間分を記載すること
		資格証の写し	管理者に資格要件があるサービスに限る
		経歴書（参考様式1）	主な職歴等の欄には、介護老人福祉施設で、経歴要件を示す場合のみ記載すること
12	サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 (住所変更の場合は添付書類不要)	シフト表（標準様式1）	所在地において他のサービス等と兼務する場合は全てのサービス等について添付すること 変更日から4週間分を記載すること
		資格証の写し	—
13	運営規程 定員・営業日・営業時間を増やす場合	運営規程	末尾に「変更後の第〇条の規定は、令和〇年〇月〇日から施行する。」と明記されていること
		シフト表（標準様式1）	所在地において他のサービス等と兼務する職員がいる場合は全てのサービス等について添付すること 変更日から4週間分を記載すること
		資格証の写し	変更後の人員配置で資格者要件があるものに限る
14	協力医療機関、協力歯科医療機関	契約書の写し	契約開始日が明記されていること
	協力医療機関を変更する場合	協力医療機関に関する届出書 協力内容が分かる書類(協定書等)	介護保険課HP「申請・届出等様式」協力医療機関に関する届出書」のページを参照のこと
15	事業所の種別	—	医療系サービスの母体種別
16	提供する居宅療養管理指導の種類	運営規程	病院・診療所・薬局・ステーションの別 末尾に「変更後の第〇条の規定は、令和〇年〇月〇日から施行する。」と明記されていること
17	事業実施形態	—	短期入所生活介護における本体施設、空床/併設の別
18	利用者、入所者又は入院患者の定員 定員を増やす場合 ※事前相談を完了していること	運営規程	末尾に「変更後の第〇条の規定は、令和〇年〇月〇日から施行する。」と明記されていること
		シフト表（標準様式1）	所在地において他のサービス等と兼務する職員がいる場合は全てのサービス等について添付すること 変更日から4週間分を記載すること
		資格証の写し	変更後の人員配置で資格者要件があるものに限る
19	福祉用具の保管、消毒の方法	保管及び消毒方法マニュアル	変更したものに係るもの
		契約書の写し	保管及び消毒を他の事業者へ委託する場合に添付
20	併設施設の状況	—	併設施設に変更があった場合、届出書にその旨を明記する
21	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	シフト表（標準様式1）	所在地において他のサービス等と兼務する場合は全てのサービス等について添付すること 変更日から4週間分を記載すること
		資格証の写し	顔写真付きで有効期間のあるものに限る